

マクロ経済スライド調整期間の一致（５）積立金の流用批判

マクロ経済スライドの調整期間一致に対しては、厚生年金保険の積立金の流用であるとの批判があります。厚生労働省は、調整期間一致を呼び水とし、厚生年金保険積立金のうち65兆円を基礎年金に重点活用すると説明してきました（図表1）。この「活用」という説明が転じて「流用」との批判につながったものと思われます。

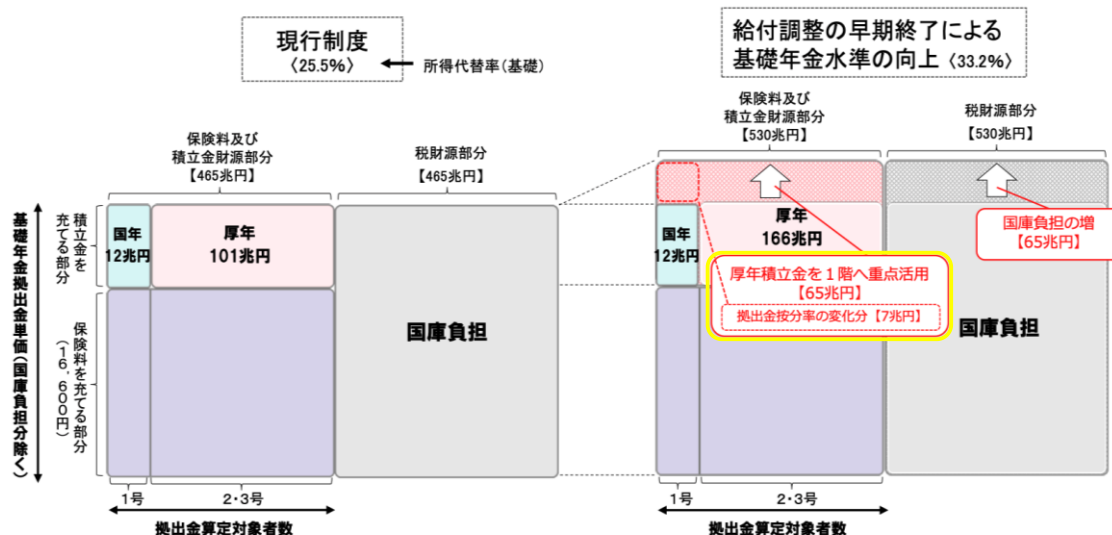
現在、厚労省のホームページ上では、「いわゆる『流用』には当たらないと考えています」との見解が示されています¹。しかし、流用ではないと断言されていないところに、厚労省の主張の苦しさがうかがえます。

（図表1）厚生労働省の説明

基礎年金の財政構造の変化（現行制度・基礎年金の給付調整の早期終了）

- 基礎年金の給付調整の早期終了（調整期間の一致）により、厚年積立金を1階に重点活用（+65兆円）。このうち、拠出金按分率の変化分は7兆円。
- 加えて、国庫負担の増により財源の総額が増加し、ほぼ全ての厚生年金受給者で2階も含めた給付水準が上昇。

《過去30年投影ケース》 概ね100年間にわたる基礎年金給付の財源を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



注1: 積立金は概ね100年間で基礎年金給付に充てる額であり、厚生年金（報酬比例部分）に充てる積立金や財政均衡期間の終了時に保有する給付費約1年分相当の積立金等が除かれている。

注2: 厚生年金保険料のうち1階（基礎年金）相当部分は、国民年金保険料（※）と同額とみなして計算している。

※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分（約400円）を除いた月額16,000円（2004年度価格）としている。

注3: 国庫負担は特別国庫負担（保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等）に対する国庫負担を含まない。特別国庫負担の額は、現行制度：28兆円、基礎年金の給付調整の早期終了：32兆円。

11

（資料）第21回社会保障審議会年金部会（2024年11月25日）資料1。黄色い枠囲いは付け加えた

（注）所得代替率（基礎）として表記されている25.5%と33.2%は2人分の数値。

では、実際はどのようなのでしょうか。以下、3つの観点から整理します。

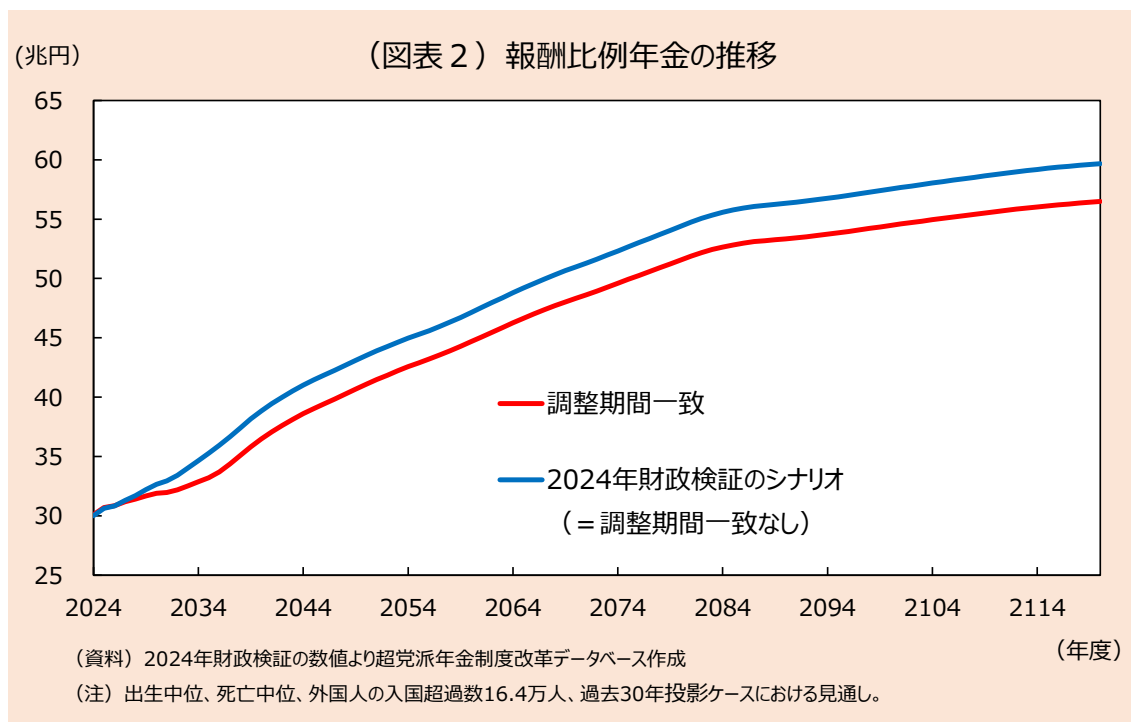
第1に、用語法の妥当性です。調整期間一致は、「活用」と胸を張って言えるようなもの

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00023.html。なお、この図に登場する基礎年金拠出金、拠出金算定対象者、および、国庫負担については、[第3号被保険者の費用負担 | 超党派年金制度改革データベース](#)を参照。

のではありません。「活用」には、冷蔵庫の余った食材でもう一品仕上げるような肯定的な語感があります。厚労省は、基礎年金の底上げ実現に向け、そうした印象の国会議員や国民への浸透を期待したのかもしれませんが、しかし、主に2つの理由から「活用」は明らかに言い過ぎです。

1つは、調整期間一致は、無から有を生み出すものではないためです。調整期間一致は、大まかにいえば、厚生年金保険財政の支出において、報酬比例年金を削減し（図表2）、削減した分を基礎年金拠出金に付け替えるという財政構造の修正に過ぎず、新たに付加価値を生み出すものではありません。

もう1つは、調整期間一致によって、公平性が後退するためです。調整期間一致の結果、第2号被保険者には、報酬比例年金の減少という不利益が生じます。他方、第1号被保険者と第3号被保険者にはそうした不利益は生じません²。あるいは、厚生年金保険制度の基礎年金拠出金単価が、国民年金制度の単価を上回るようになります³。



第2に、流用の対象です。厚労省は、活用するのは厚生年金保険の積立金であると説明

² 第2号被保険者も、報酬比例年金の減少を上回る基礎年金の増額があるから差し引きプラスだと言われても、釈然としない部分は残るでしょう。[マクロ経済スライド調整期間の一致\(2\) その効果 | 超党派年金制度改革データベース](#)を参照。

³ [マクロ経済スライド調整期間の一致\(3\) 公的年金の財政構造の修正 | 超党派年金制度改革データベース](#)を参照。

しています。積立金という響きには、前述のように冷蔵庫で余っている食材のような、あるいは、特別会計に眠るとされる霞が関埋蔵金のような印象もあります。それを活用すると言っても文句を言う人はいないでしょう。厚労省は、積立金という言葉にそうした期待を込めたのかもしれませんが。

しかし、わが国の年金財政はもっぱら賦課方式で運営されています。厚生年金保険財政の根源的収入は、厚生年金保険料と国庫負担の2つでしかありません。積立金の原資は厚生年金保険料です。よって、本来、仮に活用という言葉を使うとしても、その対象は、積立金というよりも厚生年金保険料と説明されるべきです⁴。

第3に、流用批判の矛先です。積立金の流用批判は、調整期間一致に向けられているようですが、厚生年金保険料の流用は、1986年に基礎年金が導入されて以来、基礎年金拠出金として長年行われてきました⁵。調整期間一致は、こうした既にある流用の修正に過ぎません。

本来、社会保険料とは負担と給付の対応を特徴とする財源調達手段です。厚生年金保険料の名で徴収されるのであれば、給付は厚生年金の名でなされるべきです。ところが、1986年施行の年金改正により、厚生年金保険料の一部が基礎年金拠出金に充てられるようになりました。これは、厚生年金保険料の基礎年金への「流用」と言えます。批判は、調整期間一致という修正箇所ではなく、基礎年金拠出金という仕組みそのものに向けられるべきでしょう。

以上の整理を踏まえれば、調整期間の一致とは、積立金の流用というよりも、もともとあった厚生年金保険料の流用拡大と理解するのが実態に即していると言えます。

(2026年5月27日)

⁴ なお、65兆円という数字はどこからきているのでしょうか。調整期間一致をした場合と、2024年財政検証のシナリオ（調整期間一致なし）の場合の2120年度までの厚生年金保険財政の支出における報酬比例年金の差を2024年価格に換算し合計すると63兆円になります。これが65兆円とおおむね符号します。

⁵ [基礎年金と第3号被保険者の登場 | 超党派年金制度改革データベース](#)を参照。